

計画作成年度	令和7年度
計画主体	関ヶ原町

関ヶ原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 関ヶ原町 産業建設課
所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58
電話番号 0584-43-1111
FAX番号 0584-43-3122
メールアドレス sanken@town.sekigahara.gifu.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岐阜県不破郡関ヶ原町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	11千円、0.1ha
	野菜	7千円、0.1ha
ニホンジカ	水稲・麦・豆類	126千円、0.1ha
	野菜・いも類	92千円、0.1ha
ニホンザル	水稲・麦・豆類	1,668千円、2.1ha
	野菜・果樹	224千円、0.1ha
ツキノワグマ	市街地への出没件数	0件

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシによる被害は、4～5月のタケノコ被害、6～9月の稲の食害・踏み倒し、野菜やいも類の食害・掘り起こし、田畑の踏み荒らし、畦の破壊などがある。発生地域は関ヶ原全地域にわたっているが、侵入防止柵の設置や有害捕獲、経口ワクチン散布など豚熱対策強化により被害は大きく減少している。</p> <p>○ニホンジカによる被害は、水稲をはじめ、小麦、大豆、果樹、野菜と多岐にわたる。また、山林内の植林地における剥皮や若齢木の枝葉の食害被害もある。発生地域は関ヶ原全地域にわたっているが、侵入防止柵の設置や有害捕獲により被害は大きく減少している。</p> <p>○ニホンザルによる被害は、水稲、大豆、野菜、果樹、いも類と多岐にわたり、関ヶ原全地域で年間を通じて発生している。20～30頭の群れが転々としながら被害を及ぼしており、近年は住宅地での目撃も増え、人的被害も予想される。</p> <p>○ツキノワグマについては、目撃件数は増加傾向にあり、今後は農作物の被害発生が予見される。また、岐阜県内でも生活圏付近における出没が発生しているた</p>

め、出没時における対応体制の整備が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ被害額	18千円	13千円
ニホンジカ被害額	222千円	156千円
ニホンザル被害額	2,020千円	1,414千円
指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ被害面積	0.1ha	0.1ha
ニホンジカ被害面積	0.3ha	0.2ha
ニホンザル被害面積	2.2ha	1.5ha
ツキノワグマ	市街地への出没件数 0件	市街地への出没件数 0件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>関ヶ原町有害鳥獣捕獲隊と連携し、捕獲体制を整備している。</p> <p>捕獲に関しては町が捕獲隊に依頼し、銃器・わな等を使用して捕獲を行っている。</p>	<p>狩猟者の減少、高齢化により、十分に捕獲のできない地域が今後出てくる恐れがあり、狩猟免許を持つ捕獲従事者の育成が急務である。</p> <p>有害鳥獣の捕獲頭数が増え、捕獲機材の不足や老朽化も進んでおり、今後、箱わな、くくりわな等機材の整備の見直しをする。</p> <p>捕獲した鳥獣は、捕獲後焼却又は、今後、食肉としての利活用を踏まえて検討していく。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業、町単独補助事業および中山間地域直接支払交付金を活用し、防護ネット・防護柵等の設置を進めている。</p>	<p>防護柵の設置により、ニホンジカ、イノシシによる被害は減少傾向にある。</p> <p>しかし、防護柵が未整備の農地に獣が移動し、被害が発生している。町全体の被害を減らすためには、未整備の地区に対して防護柵を推進していく必要がある。</p> <p>また、効果的に被害対策を実施するために、放任果樹の除去等集落の環境整備、追上げ・追払い活動なども農業者等に啓発する必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>農業者等を対象に研修会を開催し、町が取り組んでいる鳥獣害対策を説明するとともに放任果樹や食物残渣の除去、捕獲と防護による被害防止対策の普及啓発に努めた。</p>	<p>研修会で周知しているものの放任果樹や食物残渣の除去が行われず、農作物等の被害発生の要因となっているため、今後も対象鳥獣を農地や集落に近づかせない対策の普及啓発に努める必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>○これまで関ヶ原町有害鳥獣捕獲隊による有害捕獲活動と、鳥獣被害防止総合対策交付金事業による侵入防止柵の設置を中心とした被害防止対策を講じてきた結果、ニホンジカ、イノシシの農作物被害は減少傾向にある。</p> <p>○今後、侵入防止柵設置を推進しながら、ICTなど先進技術の導入や補助金等を活用した被害防止策の普及や情報収集、周辺市町村との協同捕獲連携を一層努める。また、地域が主体となった被害防止策を講じるために、地域説明会、現地研修会、講演会などを開催し、地域住民自らが鳥獣害被害に対する意識と知識を高め、地域ぐるみによる追い払い、エサ場や隠れ場所の除去、残飯や収穫残菜処理、放任果樹の伐採により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を整える。</p> <p>○有害捕獲活動は、捕獲隊や県・近隣市町との連携を密にしながら、捕獲隊への活動支援を行い、組織強化を図る。</p> <p>○ニホンザルの被害対策として群れで捕獲する大型捕獲檻を導入する。</p> <p>○ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等対策の推進に資する技術の活用も考量していく。</p> <p>今後の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係者に対しアンケートを行うなどの被害実態の把握 ・ 箱わな等の整備 ・ 防護柵に対する補助継続と、効率的な集落全体での防護柵の整備推進 ・ 地域住民による有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの意識向上を図る。
--

- ・ 猟銃による捕獲従事者の確保・育成、捕獲技術の向上を図り、射撃場を活用し、射撃実習を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関ヶ原町 有害鳥獣捕 獲隊員	農家を中心とした住民から被害報告・捕獲依頼を町が受け、町有害鳥獣捕獲隊に対して許可証を発行し、捕獲隊が捕獲処理を行う。
関ヶ原町鳥 獣被害対策 実施隊	有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣被害防護柵の設置、その他有害鳥獣被害防止対策に関する業務を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めるとともに狩猟免許取得のための周知を関ヶ原町捕獲隊と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○捕獲実績

	5年度	6年度	7年度
イノシシ	12頭	20頭	25頭
ニホンジカ	277頭	308頭	291頭
ニホンザル	11頭	8頭	66頭
ツキノワグマ	3頭	17頭	6頭

イノシシについては、防護柵の設置により被害は減少しているが、依然として水稲、野菜、いも類の被害割合が多い。しかし、経口ワクチン散布など豚熱対策も強化されているが、今後生息数の増加が予想されることから、捕獲計画数を50頭とする。

ニホンジカについては、侵入防止柵により農作物の被害は減少しているが、集落付近での目撃も多く、過去の捕獲数から考えると生息数は減少していないと思われる。植林被害も深刻であるため、捕獲数を維持し、捕獲計画数を320頭とする。

ニホンザルについては、捕獲実績が少ないが目撃情報は増加しており、農作物被害が増加している。又、今後は人的被害も予想されることから、大型捕獲檻の導入等積極的な捕獲を行うこととし、捕獲計画数を50頭とする。

ツキノワグマについては、農作物への被害防止に努めるとともに、市街地での出没などに対応できるよう体制の整備を進める。捕獲頭数は5頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	320頭	320頭	320頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ツキノワグマ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容

対象としている鳥獣について、銃器、わなを使用して狩猟期間（11月1日から3月15日）を除く期間において、被害発生時に対処捕獲を行う。

対象区域は関ヶ原町全域とする。

捕獲方法は、箱わな・くくりわな・銃器を使用する。

ツキノワグマに関しては、痕跡や目撃情報に応じて捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

有害鳥獣捕獲の捕獲手段は、ライフル銃以外の銃器及びわなを使用する。ただし、止め刺しに必要な場合は、ライフル銃を使用する。

実施期間は、鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間。
対象区域は、関ヶ原町全域。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 H=2.0m 設置規模 L=1,000m	ワイヤーメッシュ柵 H=2.0m 設置規模 L=1,000m	ワイヤーメッシュ柵 H=2.0m 設置規模 L=1,000m
ニホンザル	個人及び団体申請による防護ネット・電気柵の設置	個人及び団体申請による防護ネット・電気柵の設置	個人及び団体申請による防護ネット・電気柵の設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・関ヶ原町の担い手や農事改良組合長にアンケートを行うなど被害実態・生息状況の把握に努める。 ・農業者および住民を対象とした研修会を開催し、侵入防止柵の適切な設置・維持管理の啓発、追上げ・追払い、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。
8年度 ～ 10年度	ニホンザル	・花火等による集落ぐるみの追い払いを啓発する。 ・大型檻を活用して、群単位での捕獲を実施する。

5. 生息環境管理その他の被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
-----	------	------

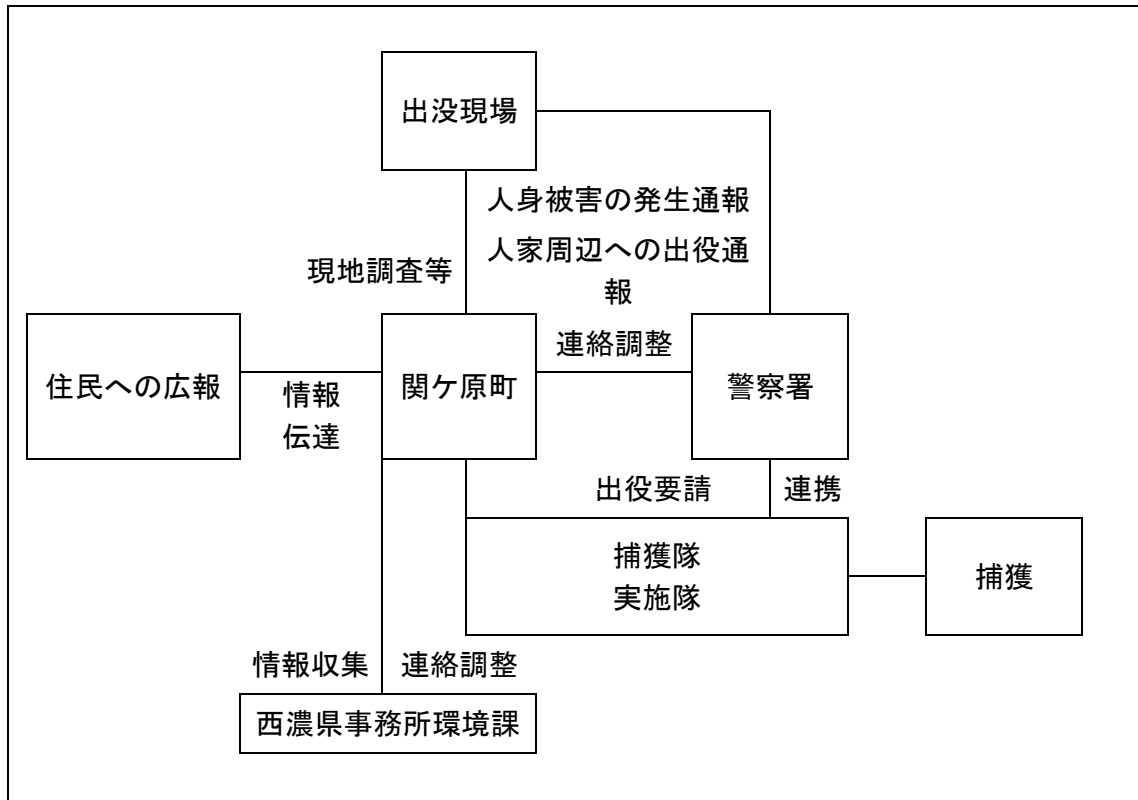
8年度 ～ 10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関ヶ原町の農家にアンケートを行うなどして被害実態と生息状況の把握に努める。 ・ 農業者および住民を対象とした研修会を開催し、防護柵の適切な設置・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、くず野菜・生ごみを放置しないなどの被害対策を図る。
8年度 ～ 10年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマを誘引しない集落作りを推進する。 ・ 市街地周辺等に出没した際の対応について、整備をすすめる、緊急時に早急に対応できるよう体制を整える。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西濃県事務所環境課	捕獲方法の検討
垂井警察署	周辺住民の安全確保
関ヶ原町有害鳥獣捕獲隊	捕獲体制の確保を行う。
関ヶ原町鳥獣被害対策実施隊	捕獲体制の確保
関ヶ原町役場産業建設課	情報集約

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害獣は、町焼却施設にて焼却。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	捕獲した鳥獣は、焼却処分しているため、食品等としての利活用を行っていない。今後、食品等として活用すべきか検討していく。
ペットフード	
皮 革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

現在はなし。今後検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在はなし。今後検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	関ヶ原町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
関ヶ原町産業建設課	事務局を担当し各構成機関との連絡調整を行う。
関ヶ原町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。また、鳥獣捕獲を実施する。
関ヶ原町農事改良組合長会	被害状況の把握と農業者との情報伝達を行う。
関ヶ原町農業委員会	各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。
関ヶ原町農林業振興審議会	各地区の農林業被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。
関ヶ原町森林づくり委員会	森林における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。
地区協議会・営農組合等事業団体	各地区の農林業被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。
西美濃農業協同組合	営農技術指導や情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県農業共済組合 西濃支所	被害状況の把握と情報提供を行う。
西濃県事務所環境課	有害鳥獣捕獲に関する指導・助言を行う。
西南濃森林組合	山林に関する情報提供、被害防止技術の情報交換を行う。
西濃農林事務所農業振興課	被害対策に関する情報提供を行う。
一般社団法人岐阜県猟友会	猟銃による捕獲従事者の確保・育成支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣の捕獲、防護柵の設置、その他有害鳥獣被害防止対策に関する業務を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や、被害対策を行うとともに、地域住民に対して積極的な参加を促し、集落や各種協定団体での取組を行っていく。

(5) 今後の取組方針

猟銃による捕獲従事者の確保・育成、捕獲技術の向上を図り、射撃場を活用し、射撃実習を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し